

「表紙共12枚」

令和8年3月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和 8 年 4 月 8 日（火曜日） 午後 2 時 0 0 分

2 場 所 日田市役所 7 階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 原田文利
2 番 中島浩司	12 番 中島幸一郎
3 番 飯田 隆	13 番 平川 修
4 番 穴井浩司	14 番 横田秀喜
5 番 河津祐二	15 番 川津清則
6 番 川良澄子	16 番 井上俊勝
8 番 湯浅正徳	17 番 財津満寿光
9 番 樋口虎喜	18 番 梶原真悟
10 番 高瀬義徳	19 番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹（総括）原 俊彦 主幹 麻生純一 主査 松岡政則 主任 横尾一徹 主事補 宇都宮愛奈
館長 今田秀樹（令和 8 年 4 月 1 日より博物館へ異動） 主査 藤原束託（令和 8 年 4 月 1 日より文化財課へ異動）

3 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について

第7号 4月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

第3号 農地所有適格法人の報告について

7 その他

（1）「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」に対する回答について

(2) 4月現地調査

[日時] 4月22日(水) 午前9時～ ＊調査委員のみ

(3) 4月調査委員会

[日時] 4月27日(月) 午前9時～ ＊会長・副会長・調査委員

(4) 4月定例総会

[日時] 5月 8日(金) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(5) 行事日程

4月 8日(水) 農地利用最適化検討会 [会場] 7階 大会議室

4月23日(木) 第1回 役員会 ＊役員

(6) その他

- ・ 3月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・ 3月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日
- ・ 令和7年度 委員の最適化活動の点検・評価の提出

事務局長 (木村和心)	それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。 本日は、井上農業委員が少し遅れるということです。それから、佐藤農地利用最適化推進委員、森農地利用最適化推進委員からは、欠席の連絡をいただいております。 日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。 また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。議事進行上、発言をされる場合は挙手をして、議長の指名した後に発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をいただきます。 それでは本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、これより会長に議長をお願いいたします。
議 長 (石井照久)	～～議長あいさつ～～ それでは、着座いたしまして、議事進行してまいりたいと思います。 会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	それでは、指名させていただきます。 議事録署名委員は、9番樋口虎喜委員、16番井上俊勝委員のお二方をお願いしたいと思います。 それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。
事務局 (原俊彦)	今回議案の訂正はございません。

議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。では早速、議案の審議に入りたいと思います。 3月の調査員を紹介します。4番穴井浩司委員、12番中島幸一郎委員、13番平川修委員の3名の方でございました。調査委員長、12番の中島幸一郎委員に現地調査の結果をお願いいたします。
調査委員長 (中島幸一郎)	皆さん、こんにちは。今月の調査委員長の中島です。よろしくお願いいたします。 先月の25日に4番穴井浩司委員、13番平川修委員、事務局職員2名の方と現地を見て参りました。 当日は朝から雨が降り続き、とても大変でしたが、事務局の方の効率のよい現地案内でスムーズに進み、午後1時半ごろを終了することができました。 本日は、3条申請が7件、4条申請が2件、5条申請が3件であります。詳細につきましては事務局の方から説明がありますので、慎重な審議をよろしくお願いいたします。
議 長 (石井照久)	はい。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件が7件でございます。 7件でございますので、4件と3件に分けて質問をお受けしたいと思います。議決は最後に行いたいと思います。それでは、事務局、説明をお願いいたします。
事務局 (麻生純一)	それでは、議案1ページ、議案第1号、農地法第3条についてです。今月は7件、申請がありました。 番号21、大字花月〇で、地目は、登記簿・現況とも田、面積が1970㎡です。譲渡人は、秋原町の〇さん、譲受人は福岡県の〇さんです。後継者がいないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドに行きます。国道212号を中津方面に進み、市道台線に入り、一番奥に位置する赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。ここで譲受人の方の今、持っている所有農地を3つほど表記させていただいておりますが、一体的に管理ができると考えております。現地の写真になります。譲受人は、住所が福岡県春日市になっていますが、秋原町にも拠点があり、週末は日田市で農業を行っていることを確認しています。

事務局 (麻生純一)	続いて、番号 22、天瀬町本城〇で、地目は、登記簿・現況ともに畑、面積が 537 m²です。譲渡人は、福岡県の〇さん、譲受人は天瀬町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて家庭菜園をしたいとの申請です。スライドで、譲受人の農地の面積がゼロになっておりますが、2 月までで賃貸借契約が終了したため、経営農地がないことになっております。スライドにいきます。スカイファームロード日田を天瀬町本城方面に進み、本城仮迫付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。 続いて、番号 23、天瀬町女子畑〇他 6 筆、登記簿及び現況地目は筆数が多いため、ご確認をお願いします。面積は合計 13,583 m²です。譲渡人は、天瀬町の〇さん、譲受人は天瀬町の〇さんです。高齢のため子供に譲り渡したい、父より農地を譲り受けたいとの申請です。生前贈与の関係になります。スライドに行きます。県道岩戸五馬日田線を、女子畑土地改良区から丸山コミュニティセンター方面に進みました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。まず、〇から〇の拡大した航空写真です。字図です。〇の現地の写真です。続いて〇の現地の写真です。続いて〇の現地の写真です。次が〇の拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。〇から残りの 3 筆についての拡大した航空写真です。字図です。〇の現地の写真です。〇の現地の写真です。最後に〇の現地の写真になります。 続いて、番号 24、大字渡里〇で、地目は、登記簿・現況ともに畑、面積が 449 m²です。譲渡人は、日ノ出町の〇さん、譲受人は天神町の〇さんです。高齢のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとの申請です。スライドに行きます。国道 212 号を山田原方面に進みました JA 大分梨選果場近くの赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。購入する農地の周りの 3 筆につきましては、今回譲り受ける方が借りており、農地の一体的な管理が可能だと考えています。現地の写真になります。以上お願いします。
-----------------------	---

議 長 (石井照久)	はい。ありがとうございます。ここまでで、調査委員長から意見ををお願いします。
調査委員長 (中島幸一郎)	特に、大きな問題はなかったと思っております。
議 長 (石井照久)	はい。それでは、21 番から 24 番まで何かご質問ある方おられますか。よろしいですか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	それでは、25 番から事務局説明をお願いいたします。
事務局 (麻生純一)	続いて、番号 25、丸の内町○で、地目は、登記簿・現況ともに畑、面積が 146 m²です。譲渡人は 2 人共有で、熊本県の○さんと宮崎県の○さん、譲受人は丸の内町の○さんです。相続したが、維持管理ができないため、譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたいとの申請です。県道日田玖珠線を豆田町方面に進み、赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。 続いて番号 26、大字三和○と○で、○の地目は、登記簿は田、現況は畑。○の地目は、登記簿・現況ともに畑、面積が合計 980 m²です。譲渡人は、財津町の○さん、譲受人は財津町の○さんです。高齢のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドに行きます。国道 212 号を戸山中学校方面に進み、財津町公民館付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写

事務局 (麻生純一)	真です。字図です。写真を２つに分けて撮影しています。○の現地の写真です。○の現地の写真になります。
議 長 (石井照久)	続いて、番号 27、天瀬町女子畑○で、地目は、登記簿は田、現況は畑、面積が 573 m²です。譲渡人は、茨城県の○さん、譲受人は天瀬町の○さんです。遠方のために譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたいとの申請です。スライドに行きます。県道岩戸五馬日田線を特別養護老人ホーム敬天荘付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。譲受人の隣接しております自宅を表示しております。字図です。現地の写真になります。
議 長 (石井照久)	それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長からご意見いただきたいと思います。
調査委員長 (中島幸一郎)	3 件につきましても特に大きな問題はなかったと思います。
議 長 (石井照久)	はい。ありがとうございます。それでは 25 番から 27 番までで何かご意見のある方、挙手をお願いいたします。よろしいですか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	ありがとうございました。

事務局 (麻生純一)	それでは、チェックシートについてです。資料 No1 の 1 から 2 ページが、農地法第 3 条になっています。該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。私からは以上でございます。
議 長 (石井照久)	はい。ありがとうございます。21 番から 27 番について、意見がないようでございますので議決をお願いしたいと思います。よろしいですか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	それでは、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり農地法 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。 承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。 承認いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。はい。ありがとうございます。 賛成多数でございますので可決いたしました。 続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請の件、2 件でございます。事務局は説明をお願いいたします。
事務局 (藤原束託)	はい。議案書の 5 ページになります。議案第 2 号農地法第 4 条になります。今月は 2 件の申請がありました。番号 4、申請地は、天瀬町馬原〇の第 2 種農地です。地目は、登記簿・現況ともに畑です。面積は 348 m²、申請人は、北九州市にお住まいの〇さんです。申請理由は、申請地に植林し、山林として管理したいとの申請です。場所の説明です。県道玖珠天瀬線を進み、市道湯山線の途中にあります赤いマルで示しているところになります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に、植林計画図になります。

事務局 (藤原束託)	続いて番号 5、申請地は大字三和〇他 2 筆の第 2 種農地です。〇と〇の地目は、登記簿が宅地、現況が雑種地で、〇の地目は、登記簿が田、現況が雑種地です。3 筆の合計面積は、519.37 m²です。申請人は藤山町の〇さんです。申請理由は、申請地を資材置場用地として使用したいとの申請です。場所の説明です。国道 212 号を小野方面に進み、コカコーラボトリング株式会社日田営業所を過ぎた赤いマルで示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いため、写真を 2 枚に分けております。写真方向 1 の写真です。次に写真方向 2 の写真です。次に、土利用計画図になります。 次に、現在ある基礎部分の写真です。こちらの案件は、令和 6 年 5 月 8 日、定例総会議案第 1 号、農地法第 4 条許可申請にて、〇さん名義で共同住宅用地を建築するため、転用許可を出しておりましたが、申請者であるご本人が、共同住宅建築途中、令和 6 年 11 月 13 日にお亡くなりになられたため、共同住宅の基礎部分を残した状態で工事を取り止め、相続人である〇さんは、共同住宅を建築することを望まず、農地に戻すのも経済的に困難なため、基礎を残した状態で資材置場用地として、再度、転用申請する案件になります。大分県に転用者が亡くなった場合に対する対応を確認したところ、農地転用はその審査にあたって、誰が転用を行うかが重要な要素であり、一身専属的なものとされており、従って、相続人が農地転用を行おうとする場合は、改めて農地法の許可申請を行う必要があり、転用事業が完了する前に相続人が相続する場合は、新たな 4 条許可が必要と回答いただき、今回改めて、相続人である〇さんから、新たに 4 条申請を提出していただいた案件になります。以上、4 条が 2 件となります。それでは現地調査にご同行いただいた調査委員からご意見をいただこうと思います。
調査委員長 (中島幸一郎)	はい。私の意見として、特に大きな問題はありません。〇さんの件について、基礎部分が残っていますが、資材置場として何も問題はないのではないかと考えております。
議 長 (石井照久)	ありがとうございました。

事務局 (藤原束託)	それでは、チェックシートについてです。資料 No 1 の 4 ページから 5 ページが、農地法第 4 条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。以上です。
議 長 (石井照久)	ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定の許可申請の件、2 件でございました。この 4 番及び 5 番につきまして何かご意見、ご質問の方は挙手をお願いいたします。原田委員、どうぞ。
農業委員 (原田文利)	はい、実際に登記簿の地目は、宅地に変更されて、所有権は新しく申請された方になっているのですか。
議 長 (石井照久)	事務局、お願いします。
事務局 (藤原束託)	今、〇さんの名義になっております。
農業委員 (原田文利)	だから新しい所有者が改めて申請をするのですね。わかりました。
議 長 (石井照久)	他に何かございませんか。よろしいですか。それでは意見がなければ、議決に入りたいと思います。この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。 承認いただける農業委員の方、挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。 承認いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、許可相当といたします。

議 長 (石井照久)	続きまして、6 ページ、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請の件、3 件でございます。事務局は説明をお願いいたします。
事務局 (藤原東託)	はい。議案書の 6 ページになります。議案第 3 号農地法第 5 条についてです。今月は 3 件申請がありました。番号 9、申請地は、大字西有田〇の第 3 種農地です。地目は、登記簿・現況ともに畑、面積は 89 m²です。譲渡人は、鹿児島市にお住まいの〇さんです。譲受人は上手町の〇さんです。申請理由は、現在、住宅の敷地内に農地があり、家庭菜園として使用しており、今回、譲受人が、敷地全体を住宅用地にするための申請です。場所の説明です。昭和学園高等学校裏に位置しています赤いマルで示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に、利用計画図になります。 続いて番号 10、申請地は大字日高〇の第 2 種農地です。地目は、登記簿・現況ともに田です。面積は 659 m²です。譲渡人は、田島二丁目の〇さん、譲受人は下井手町の〇さんです。申請理由は、一般住宅用地として使用したいとの申請です。場所の説明です。JR 豊後三芳駅の北側に位置しています赤いマルで示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に、土地利用計画図になります。 続いて番号 11、申請地は天瀬町出口〇他 2 筆の第 2 種農地です。地目は、3 筆ともに登記簿が畑、現況が山林で、3 筆の合計面積は 742 m²です。譲渡人は大宮町の〇さん、譲受人は天瀬町出口の〇さんです。申請理由は、すでにクヌギ等を植林しており、今後、山林用地として使用したいとの申請です。また、こちらの案件は追認となっておりますので、始末書を提出していただいております。場所の説明です。日田と阿蘇郡の県境に位置しています。杖立観光ホテルひぜんや付近の赤いマルで示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。筆ごとに写真を分けております。〇の写真です。次に〇の写真です。次に〇の写真です。次に現況利用図になります。以上、5 条は 3 件となります。それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

調査委員長 (中島幸一郎)	追認が１件ございまして、始末書が提出されております。他の２件については、特に大きな問題はないと思っております。以上です。
事務局 (藤原東託)	ありがとうございました。それでは、チェックシートについてです。資料 No1 の６ページから７ページが、農地法第５条についてとなっております。すべてに該当しないことが条件です。以上です。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。農地法第５条の規定による許可申請の件、３件でございます。９番、１０番、１１番です。１１番は、始末書が提出されています。この３件につきまして何かご質問等ございますか。よろしいですか。はい、意見がなければ議決したいと思います。９番、１０番、１１番について、別紙チェックシートのとおり農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。 ご承認いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、許可相当といたします。 調査委員長さん、お疲れでございました。一言お願いします。
調査委員長 (中島幸一郎)	～～調査委員長あいさつ～～
議 長 (石井照久)	お疲れ様でございました。それでは８ページ、議案第４号日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見についてでございます。事務局、説明の方をお願いいたします。
事務局 (松岡政則)	はい、それでは議案第４号日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見についてでございます。今回は、令和８年６月１日より、農地中間管理権の設定を行う申請がありました案件について、農業委員会の意見を求められているものでございます。議案集では８ページから１１ページで、新規

事務局 (松岡政則)	22 件、所有権移転 1 件、配分替が 1 件、合わせて 24 件の 47 筆、面積は 69,489 m ² となっております。 以上です。
事務局 (麻生純一)	続いて、11 ページをお願いします。No56 の農地売買支援事業について説明させていただきます。お手元に配布の参考資料をお願いします。農地売買支援事業について、譲渡人は、〇さん、譲受人は公益社団法人大分県農業農村振興公社に引き渡すという案件が出ております。 事業概要を説明させていただきます。本事業は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地を規模縮小農家から中間管理機構に渡し、規模拡大農家へ渡す土地利用集積が目的の事業になります。 売り手側のメリットとしまして、所得税、市県民税、国保税などの特別控除があります。買い手側のメリットは、不動産取得税や登録免許税、登記料の軽減になります。デメリットとしまして、6 ヶ月間、長期の期間を要するほか、基本的に 1 ヘクタール以上の団地を集積することが必要になります。今回は、機構が、①買い入れるという部分になります。また 3 ヶ月後に②売渡しがまた提出されますので、その時に改めて説明させていただきます。私から以上です。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。議案第 4 号、議事参与の方がおられますので、退出をお願いしたいと思えます。11 番原田文利委員。10 ページの No52、53、54 について、借り手、〇の代表者として該当します。 はい、それでは、この 3 件つきについて、先に審議をしたいと思えます。この 3 件について、何かございますか。よろしいですか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	原田委員、入っていただけますか。それでは残りの案件につきまして、各委員の方々、何かあれば挙手をお願いいたします。はい、穴井委員どうぞ。

農業委員 (穴井浩司)	すいません。10 ページで、異議があるわけではないですが、No55 の賃貸借の期間は、1 年 7 ヶ月になっていますけど、梨を植えているのに、なぜ 1 年 7 ヶ月で契約ができるのか。中間管理は、多分 5 年以上でないといけないと思いますので、その説明をお願いします。
議 長 (石井照久)	事務局、よろしいですか。
事務局 (松岡政則)	はい、ご説明いたします。この No55 につきましては、左側にあるように、配分替えてございます。ですから、すでに貸し借りができている部分の期間について、借り手が変わるということになりますので、現契約期間の終りまでの 1 年 7 ヶ月ということになります。本来の貸借期間は 10 年間ですが、配分替により、あと残りの期間の 1 年 7 ヶ月ということでございます。
議 長 (石井照久)	穴井委員、よろしいですか。
農業委員 (穴井浩司)	はい、わかりました。
議 長 (石井照久)	何か他に意見等ございませんか。はい、原田委員どうぞ。
農業委員 (原田文利)	はい。No56 の案件で、中間管理事業について、以前から機構の方に荒廃農地をなくすために中間保有を積極的にやってもらいたいと要望しているのですが、どうしても買い手が決まらないうと中間保有しないと云われます。中間保有と買い手が決まった場合は、意見を農業委員会に求めてくるということになっています

農業委員 (原田文利)	が、実際に、保有期間と買い手が決まっているのかを確認をします。
議 長 (石井照久)	事務局、よろしいですか。
事務局 (麻生純一)	これは中間保有ではなく、AさんとBさんの間に機構が入る農地売買支援事業というもので、先ほど説明しました税金の控除や登記料がかからないというメリットがあります。Aさんから機構が受けて、Bさんにお渡しするということになりますので、定例総会で2回審議いただき、大体5ヶ月から6ヶ月程度、時間がかかるという事業になっております。
議 長 (石井照久)	原田委員、よろしいですか。
農業委員 (原田文利)	中間保有については、農地を守るために極力緩和する方向で、公社に要望してもらいたいと思います。
議 長 (石井照久)	はい。何か他にございませんか。よろしいですか。意見はないようでございます。33番から56番までよろしいですか。はい、それでは意見なしで報告したいと思います。
	(はいの声)
議 長 (石井照久)	続きまして12ページです。議案第5号現況証明書（非農地証明書）の発行について、2件でございます。事務局、説明をお願いいたします。

事務局 (麻生純一)	はい。それでは、議案 12 ページ、議案第 5 号現況証明書の発行についてです。今月は 2 件申請がありました。番号 9、天瀬町合田〇で、地目は、登記簿が畑、現況が山林、面積は 143 ㎡です。申請人は、大分市の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するため申請するものです。スライドに行きます。国道 210 号を天瀬振興局方面に進みました天瀬学校給食共同調理場付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。密集した竹山が確認できました。発行基準 4、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な位置に該当するものです。 続きまして、番号 10、十二町〇で、地目は、登記簿が田、現況が公衆用道路、面積は 24 ㎡です。申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受けて転用したが、登記地目を変更しないまま許可証を紛失したため、再度申請するものです。スライドに行きます。国道 386 号を北友田方面に進みまして、コープ新治店付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。公衆用道路が確認できました。申請地は、昭和 52 年 3 月 3 日、農政第 5 の 651 号で 5 条許可を受けたものです。発行基準に農地転用許可申請書に記載した目的通り転用され、非農地化した土地に該当するものです。以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただきたいと思います。まず、9 番の天瀬中川地区、高浪推進委員さん、よろしくお願いします。
推進委員 (高浪博文)	中川区域の高浪です。3 月 12 日に現地を確認しました。写真のとおり竹林の様相を呈しており、元に戻すのは無理ではないかと思いました。以上です。
事務局 (麻生純一)	ありがとうございます。続きまして、番号 9 の光岡地区の伊藤推進委員お願いします。

推進委員 (伊藤武士)	推進委員をしています光岡地区担当の伊藤です。写真でありますように現状は完全な道路として使用していますので、特に問題はないと思います。以上です。
事務局 (麻生純一)	ありがとうございました。事務局からの説明は以上になります。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。議案第 5 号現況証明書の発行について、9 番、10 番これについて何かございますか。よろしいですか。はい、それでは、現況証明書（非農地証明書）を発行いたしたいと思います。 続きまして 13 ページです。議案第 6 号相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について 2 件でございます。事務局は説明をお願いいたします。
事務局 (横尾一徹)	議案書 13 ページ、議案第 6 号納税猶予の件についてです。今月は 2 件申請がありました。議案番号 3 番、日田市清岸寺町にお住まいの〇さんより、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の申請がありました。この証明書は、農地の相続税の納税猶予制度を受けている方が、3 年ごとに引き続き、この特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要なものでございます。 過去 3 年間に於いて、相続税の納税猶予を受けている農地を農地としてやってきたかという証明で、引き続き農業を行っている期間は、平成 19 年 6 月 20 日から申請日である令和 8 年 3 月 9 日までです。今回の農地は 2 筆です。日田地区教育会館周辺の赤い丸の 2 ヶ所です。ではスライドに行きます。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。大字渡里〇の現地の写真です。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は 1,756 ㎡となっております。続きまして大字渡里〇。地目は登記簿が田、現況が樹園地となっております、面積は 27 ㎡です。 光岡地区の伊藤推進委員と、3 月 23 日に現地を確認しました。伊藤推進より現地の状況につきまして、ご意見をいただきたいと思います。

推進委員 (伊藤武士)	推進委員の伊藤です。畑については、玉ねぎとか、ニンニクなどの野菜を栽培しております。それから、もう1筆の農地につきましては、田の管理をしていますので、私はいいと思いました。以上です。
事務局 (横尾一徹)	伊藤推進委員ありがとうございました。次に移ります。議案番号4番日田市刃連町にお住まいの〇さんより、引き続き農業経営を行っている旨の証明書の申請がありました。引き続き農業を行っている期間は平成29年9月27日から申請日である令和8年3月11日までです。今回の農地は6筆です。市営刃連町住宅周辺の箇所と、市立三芳小学校の周辺の箇所、赤いマルで囲んだ2ヶ所でございます。市営刃連町住宅周辺の3ヶ所から説明いたします。スライドに移ります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちら現地の写真になります。まず、大字竹田〇番地、地目は、登記簿・現況ともに田で、面積は267㎡です。 続きまして大字竹田〇番地、地目は登記簿・現況ともに田、面積は1,168㎡です。続きまして、大字竹田〇番地、地目は登記簿・現況ともに田、面積は817㎡です。次に、市立三芳小学校周辺の3ヶ所の農地を説明します。まず航空写真です。字図です。次、現地の写真です。大字日高〇、地目は登記簿・現況ともに田、面積が1,780㎡。大字日高〇、地目は登記簿・現況ともに田で、面積が3.89㎡です。続きまして大字日高〇、地目は登記簿・現況ともに田、面積が812㎡となっております。三芳地区の室推進員と3月24日に現地を確認しました。室推進委員より現地の状況につきまして、ご意見をいただきたいと思います。お願いします。
推進委員 (室 哲也)	三芳地区担当の推進委員の室です。事務局の方と現地調査に行って参りました。〇番地以外については、耕作し、米を作っていたと認められますが、〇番地に関しては、ちょっと疑問に残ります。奥の方が綺麗に耕作されていたので、多分作りづらいところがあったと私は判断しております。私としては、農地として管理していると認めました。以上です。

事務局 (横尾一徹)	ありがとうございました。以上で事務局からの説明は以上です。
議 長 (石井照久)	はい、ありがとうございます。議案第 6 号の相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行でございました。3 番、4 番について何かございますか。よろしいですか。 はい、飯田農業委員どうぞ。
農業委員 (飯田隆)	3 番の飯田です。猶予の証明を出すことに異論はないのですが、田の管理だけは、先方に伝えて欲しいです。稲作をしなくても、田を耕す管理をお願いしてください。以上です。
議 長 (石井照久)	はい。穴井農業委員どうぞ。
農業委員 (穴井浩司)	同様の意見です。相続税の納税猶予の場合、条件で耕作していない農地が 20%を超えた場合は、猶予取り消しになりますので、必ず耕作することを前提として、相続税の納税猶予を農業委員会として認めていますので、耕作だけはしていただきたいです。
議 長 (石井照久)	ありがとうございます。耕作していない土地が、2 割以上あったときは、猶予取り消しということになりますので、事務局の方で指導の方よろしくお願いしたいと思います。
事務局 (横尾一徹)	はい。かしこまりました。

議 長 (石井照久)	はい。他にはございませんか。よろしいですか。はい、それでは議案第 6 号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、発行してよろしいですか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	それでは発行したいと思います。 続きまして 14 ページです。議案第 7 号 4 月調査委員の選任についてでございます。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第 3 条の規定に基づき、選任するものでございます。私からのご指名でよろしいでしょうか。 (はいの声)
議 長 (石井照久)	はい。それでは指名したいと思います。5 番、河津祐二委員。15 番川津清則委員。17 番財津満寿光委員の 3 名の方をお願いしたいと思います。 それでは、次に報告に入りたいと思います。 (事務局から報告・その他 日程等説明後終了)

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 8 年 5 月 日

議 長 会 長

署 名 委 員 9 番

署 名 委 員 16 番